

鳥取市男女共同参画リーダー養成研修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市男女共同参画リーダー養成研修補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、男女共同参画の推進に関する研修会等への参加を支援することにより、男女共同参画の推進に寄与するリーダーの養成を図り、もって男女共同参画社会の推進に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 鳥取市男女共同参画推進条例（平成14年鳥取市条例第1号）第17条第3項の規定による登録を受けた男女共同参画団体の会員
- (2) 鳥取市男女共同参画登録団体連絡会
- (3) 鳥取市女性人材バンク登録申込者

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、男女共同参画社会の推進に関する研修会、大会、会議等のうち、第2条に規定する交付目的の達成に資すると市長が認めるものに参加する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、旅費（一般職の市職員に支給する旅費の例により算定した額とする。）、研修会等の主催者に支払う参加料その他市長が必要と認めたものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算（1会計年度20万円）の範囲内で交付する。ただし、1補助対象事業につき10万円を限度額とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、補助対象事業を実施する日から起算して10日前までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による本補助金の実績報告は、補助対象事業完了（中止及び廃止を含む。）した日から起算して30日以内に行わなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、人権政策監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月11日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。